

明石市園芸連合会 アライグマ・ヌートリア捕獲箱貸出について（申請農家向け）

- 1 捕獲できる動物は、アライグマとヌートリアです（他の動物は逃がしてください）。
- 2 貸し出した箱わなを自ら設置することはできません。
捕獲（わなの設置）を行うことができるのは、農協や県・市が実施する一定の講習を受講し受講者名簿に登載された方と、狩猟免許を保持している方です。捕獲箱の設置は実施農家（捕獲を行うことができる方）が行ってください。
- 3 箱わなの貸し出しを受ける場合、あらかじめ、捕獲を行うことができる方（2で記載した方）の承諾を得て申請してください。
- 4 箱わなはJ Aあかし及びJ A兵庫南明石播磨営農経済センターに保管しています。
- 5 箱わなの貸し出し申請は各農協の窓口で行ってください。
申請様式は各農協及び園芸連事務局（市農水産課）にあります。
- 6 貸出期間は、貸出日から2週間を限度とします。
- 7 設置した箱わなには、申請農家名及び実施農家名を明記します。
- 8 捕獲箱の設置場所は、申請農家が管理する農地とし、一般の住民等に危険が及ばないように注意してください。やむを得ず他の土地に設置する場合、必ず設置前に土地所有者や管理者の承諾を受け、不特定多数の人が往来する場所には設置しないでください。
- 9 箱わなの日常管理（1日1回以上の見回り、餌の交換）は申請農家が行ってください。
- 10 捕獲作業に起因して発生した事故については、申請農家の責任とします。ただし、わなの設置での不備が原因の場合は、実施農家の責任とします。
（農協、園芸連及び市は、箱わなの設置・運搬・管理について責任を負いません。）
- 11 故意または不注意で箱わなが破損した場合、申請農家が修理費を負担してください。
- 12 アライグマ及びヌートリアを捕獲した場合、止めさし（殺処分）は実施農家が行い、市の収集事業課（078-918-5780）に連絡して処分の手順を調整してください。
止めさし機は園芸連で購入し、農協に設置します。
- 13 箱わなは、洗浄して貸し出しを受けた農協に返却してください。その際、貸し出し時にお渡しする「捕獲箱貸与通知書」の「捕獲実績」欄に捕獲した獣種と頭数を記載して、捕獲箱とあわせて返却してください。